令和　　年　　月　　日

年　　組

保 護 者 様

練馬区立　　豊玉第二　　中学校

お子様が下記の感染症にかかった場合は、余病の併発と周囲への感染予防のため、学校保健安全法の規定により「出席停止」となります。　※「出席停止」の場合は、欠席にはなりません。
なお、医師により登校許可の診断が出された後は、下記の「登校届」に保護者が記入のうえ、学校に提出してください。

種別	学校感染症と出席停止の基準		
	病名	出席停止の期間	
第一種	鳥インフルエンザ（H5N1）	治癒するまで（病気がなおるまで）	
第二種	インフルエンザ	発症した後5日、かつ、解熱した後2日経過するまで	ただし、病状により学校医その他医師が感染の恐れがないと認めた時は、この限りではない。 （新型コロナウイルス感染症を除く）
	百日咳	特有の咳がとれるまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで	
	麻疹（はしか）	熱が下がってから3日経過するまで	
	流行性耳下腺炎（おたふく）	耳、顎または舌の下が腫れ出した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで	
	風疹（三日はしか）	発疹が消えるまで	
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹がかさぶたになるまで	
	咽頭結膜熱（プール熱）	主な症状がなくなったあと2日経過するまで	
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日、かつ、症状が軽快した後1日経過するまで(無症状の場合は検体を採取した日から5日を経過するまで)	
	結核	病状により学校医、専門医により感染の恐れがないと認められるまで	
	髄膜炎菌性髄膜炎		
第三種	腸管出血性大腸菌感染症（O-157等）	病状により学校医、専門医により感染の恐れがないと認められるまで。	
	流行性角結膜炎		
	急性出血性結膜炎		
	コレラ ・ 細菌性赤痢		
	溶連菌感染症		
	ウイルス性肝炎		
	手足口病		
	伝染性紅斑		
	マイコプラズマ感染症		
	感染性胃腸炎（ノロウィルス等）		
	その他（　　）		

キ　リ　ト　リ

インフルエンザ用

※ 保護者が記入して、学校へ提出してください。

登　校　届

学 校 長 様　　**令和　　年　　月　　日**

病 名　インフルエンザ　(〇で囲む　A型・B型・不明)　　病（医）院名

発症日　　月　　日 の翌日から5日、　かつ 解熱日　　月　　日後から2日経過し、

医師より登校許可の診断が出されたので　　月　　日 から登校いたします。

年　　組　　生徒名

保護者名